

議案第49号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年 9 月 16 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

上千葉砂原公園駐車場を設置するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の 4」に改める。

第 9 条から第13条までを次のように改める。

(有料施設の設置)

第 9 条 公園内に設置する有料施設は、次の表のとおりとする。

公園の名称	有料施設
上千葉砂原公園	上千葉砂原公園駐車場
柴又公園	柴又公園駐車広場

(有料施設の使用時間)

第10条 有料施設の使用時間は、別表第 4 のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、柴又公園駐車広場（以下「駐車広場」という。）を使用時間外に利用させることができる。

(駐車場の使用)

第11条 上千葉砂原公園駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、上千葉砂原公園を利用する者及び区長が適当と認める者とする。

2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第 1 に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、区長が特に必要

があると認めるときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第12条 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車場に駐車させることができない。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができないもの
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が駐車場の管理上支障があると認めるもの

(禁止行為)

第13条 駐車場を使用する者は、駐車場で、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすこと又はそのおそれのある行為をすること。

第13条の次に次の3条を加える。

(駐車場の使用料)

第13条の2 駐車場の使用料は、駐車時間30分まで無料とし、30分を超える駐車時間30分までごとに100円とする。

(使用料の納付時期)

第13条の3 駐車場を使用する者は、自動車を出車させる際に、駐車場の使用料を区長に納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第13条の4 区長は、規則で定めるところにより、駐車場の使用料を減額し、又は免除するものとする。

第16条第1項中「使用料又は」を「第8条に規定する使用料又は」に改める。

第21条中「規定（」の次に「第5条の2及び」を加える。

第22条の3第2項中「（昭和26年運輸省令第74号）」を削る。

第22条の4中「、駐車させる」を「、駐車広場に駐車させる」に改める。

別表第1上千葉砂原公園の項位置の欄を次のように改める。

- | |
|---------------|
| 〃 西亀有一丁目27番1号 |
| 〃 西亀有一丁目18番8号 |

別表第4 柴又公園駐車広場の項の前に次のように加える。

上千葉砂原公園駐車場	1 月から12月まで	午前0時から午後12時まで
------------	------------	---------------

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。